



市議会・選挙・監査

問 問い合わせ先 ☎ 電話番号 📠 FAX番号 🌐 ホームページ

市議会

本会議・委員会の傍聴

本会議・委員会は傍聴できます。

傍聴を希望される場合には本会議または委員会の当日、下記の場所で受け付けますので、お越しください。

■本会議

市役所議会棟 15 階

問 議会事務局総務秘書課

☎ 711-4743 📠 733-5869

■常任委員会 議会棟8階議会事務局

■条例予算・決算特別委員会総会

議会棟 13 階第 3 特別委員会室

問 議会事務局議事課

☎ 711-4746 📠 733-5869

請願・陳情

市政に要望があるときは、市議会に請願、陳情をすることができます。紹介議員があるものを請願、ないものを陳情といいます。

問 議会事務局議事課

☎ 711-4746 📠 733-5869

議会広報

■市議会だより

定例会及び臨時会ごとに年 5 回発行し、市政だより折り込みで全世帯に配布しています。

■市議会ホームページなど

議会日程、議案、会議結果、議員名簿などを掲載しています。

🌐 <https://gikai.city.fukuoka.lg.jp/>

※福岡市議会 X でも情報を発信しています。



■議会中継

本会議や条例予算・決算特別委員会総会の議会中継（ライブ・録画）を実施しています。市議会ホームページからご覧ください。市役所や各区役所・出張所コピーのテレビなどでもライブ中継を行っています。

問 議会事務局調査法制課

☎ 711-4749 📠 733-5869

選挙

■選挙権・選挙人名簿

満 18 歳以上の日本国民で、いずれかの市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、国政選挙、選挙人名簿に登録されている市町村やその県の選挙で投票することができます。選挙人名簿の登録は、住民基本台帳の記録に基づき、毎年 3・6・9・12 月と選挙時に選挙管理委員会が行います。

他市町村から福岡市に転入してきた人が転入した区の選挙人名簿に登録されるためには、転入の届出をした日から引き続き 3 か月以上福岡市の住民基本台帳に記録されることが必要です。

また、市外に転出したときは、転出して 4 か月経過後に福岡市（区）の選挙人名簿から抹消されます。

■期日前投票

投票日に仕事や旅行などの予定がある人などは、投票日の公（告）示の日の翌日から投票日の前日までの間、選挙人名簿に登録されている住所地の区役所・出張所などで期日前投票ができます。

■不在者投票

仕事や旅行などで福岡市（選挙人名簿に登録されている区）以外の市区町村に滞在し、事前に投票用紙などの交付を受けた人は、滞在地市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

また、指定された病院や老人ホームに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。

身体障害者手帳などの交付を受け障がい程度が一定程度を超える人や、介護保険の要介護者で要介護 5 の認定を受けている人は、自宅などで投票用紙に記載し、郵送で不在者投票ができます。

ます。この場合は、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会から事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

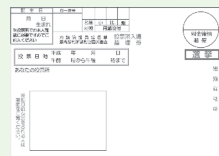
■在外投票

仕事や留学で海外に住所のある人は、在外投票制度を利用して、住所地の在外公館などで国政選挙の投票ができます。在外投票をするためには、事前に在外選挙人名簿登録の手続きが必要です。

コラム

投票所入場整理券

投票所の案内や投票所での受付をスムーズに行うため、有権者の皆さんへ投票所入場整理券をハガキで郵送しています。なお、投票所入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。



問 区選挙管理委員会事務局

（各区役所・各出張所内）⇒P.22～25

問 市選挙管理委員会事務局

☎ 711-4682 📠 733-5790

🌐 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/senkyo-kansa/senkyo/>

監査

住民監査請求

問 監査事務局監査総務課

☎ 711-4704 📠 733-5867

事務の監査（定期監査、財政援助団体等監査、行政監査）

問 監査事務局事務監査課

☎ 711-4705 📠 733-5867

工事の監査（定期監査、出資団体監査）

問 監査事務局工事監査課

☎ 711-4711 📠 733-5867